

市区町村別集計項目(推進体制等)

長野県	
市区町村数	77

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						32	40	31		61						
20	201	長野市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	長野市男女共同参画推進条例	2003年3月28日	2003年4月1日		第五次長野市男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
20	202	松本市	人権共生課	1	1	1	1	松本市男女共同参画推進条例	2003年6月26日	2003年6月26日		第4次松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
20	203	上田市	人権男女共生課	1	1	1	1	上田市男女共同参画推進条例	2006年12月21日	2007年1月1日		第4次上田市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
20	204	岡谷市	地域創生推進課	1	2	1	1	岡谷市男女共同参画条例	2004年3月25日	2004年4月1日		男女共同参画おかやプランVI	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
20	205	飯田市	共生・協働推進課	1	2	1	1	飯田市男女共同参画推進条例	2005年12月26日	2006年4月1日		第6次飯田市男女共同参画計画「ともに生きるいいだプラン」	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
20	206	諏訪市	地域戦略・男女共同参画課	1	2	1	1	諏訪市男女共同参画推進条例	2003年3月25日	2003年4月1日		諏訪市男女共同参画計画「男女いきいき諏訪プラン6」	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
20	207	須坂市	人権同和・男女共同参画課	1	2	1	1	須坂市女と男がともに参画する社会づくり条例	2010年12月17日	2010年12月17日		第五次須坂市男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
20	208	小諸市	人権政策課	1	2	0	1	小諸市男女共同参画推進条例	2006年3月28日	2006年4月1日		男女共同参画こもろプラン7	2020年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
20	209	伊那市	文化交流課	1	2	1	1	伊那市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年3月31日		第4次伊那市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
20	210	駒ヶ根市	総務課	1	2	1	1	駒ヶ根市男女共同参画社会づくり条例	2010年12月16日	2011年4月1日		駒ヶ根市男女共同参画計画「あなたと私のいきいきプランパート6」	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
20	211	中野市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	中野市男女共同参画推進条例	2006年12月21日	2007年4月1日		第4次中野市男女共同参画計画共にいきいきなかのプラン21	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
20	212	大町市	まちづくり交流課	1	2	1	1	大町市男女共同参画推進条例	2004年3月19日	2004年4月1日		大町市第3次男女共同参画計画	2013年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
20	213	飯山市	人権政策課	2	1	1	0	飯山市男女共同参画社会づくり条例	2007年12月25日	2008年2月1日		いいやま男女共同参画プラン21(第4次飯山市男女共同参画計画)	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
20	214	茅野市	茅野市家庭教育センター	2	2	0	1	茅野市男女共同参画基本条例	2001年3月30日	2001年3月30日		第3次茅野市男女共同参画計画	2014年4月 ~ 2024年3月	1	1	
20	215	塩尻市	社会教育スポーツ課	1	2	0	1	塩尻市男女共同参画基本条例	2000年3月24日	2000年3月24日		塩尻市男女共同参画基本計画	2016年4月 ~ 2023年3月	1	1	
20	217	佐久市	人権同和課	1	2	1	1	佐久市男女共同参画推進条例	2014年3月24日	2014年4月1日		第四次佐久市男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
20	218	千曲市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	千曲市男女共同参画推進条例	2012年3月6日	2012年3月6日		第4次千曲市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
20	219	東御市	人権同和政策課	1	2	1	1	東御市男女共同参画推進条例	2009年12月21日	2009年12月21日		第2次東御市男女共同参画推進基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
20	220	安曇野市	人権共生課	1	2	1	1	安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり条例	2008年12月25日	2009年1月1日		第3次安曇野市男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
20	303	小海町	生涯学習課	2	2	0	0				0					0
20	304	川上村	総務課	1	2	0	0				0					0
20	305	南牧村	南牧村教育委員会	2	2	0	0				2					0
20	306	南相木村	住民課	1	2	0	0				0					0
20	307	北相木村	住民福祉課	1	2	0	0				0					0
20	309	佐久穂町	住民税務課	1	2	0	1				2	第2次佐久穂町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
20	321	軽井沢町	軽井沢町教育委員会生涯学習課	2	2	1	1				0	軽井沢町第3次男女共同参画計画 きらめきプラン3	2019年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
20	323	御代田町	企画財政課	1	2	0	0	御代田町男女共同参画推進条例	2021年10月20日	2021年10月20日						1
20	324	立科町	教育委員会 社会教育課	2	1	0	0				0	立科町男女共同参画長期プランIV	2020年4月 ~ 2024年3月	0	1	
20	349	青木村	住民福祉課	1	2	0	1				0	青木村男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
20	350	長和町	教育課	2	2	0	0				0	長和町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2026年3月	1	1	
20	361	下諏訪町	総務課企画係	1	2	1	1	下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例	2003年12月24日	2004年4月1日		第6次下諏訪町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2025年3月	1	1	
20	362	富士見町	生涯学習課	2	2	0	0	富士見町男女共同参画社会づくり条例	2005年3月24日	2005年4月1日		富士見町男女共同参画「すずらんVパートナーシップふじみ」	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
20	363	原村	生涯学習課	2	2	0	1				0	原村男女共同参画基本計画	2015年3月 ~ 2025年3月	0	1	
20	382	辰野町	生涯学習課	2	2	1	1	辰野町男女共同参画社会づくり条例	2006年9月15日	2006年9月15日		ほたるの里男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
20	383	箕輪町	企画振興課	1	1	1	1	箕輪町男女共同参画推進条例	2011年9月21日	2011年10月1日		第2次箕輪町男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
20	384	飯島町	飯島町教育委員会	2	2	1	1				0	飯島町男女共同参画プラン5	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1	
20	385	南箕輪村	地域づくり推進課	1	2	1	1				0	第5次南箕輪村男女共同参画行動計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
20	386	中川村	中川村教育委員会事務	2	2	0	0				0	第4次中川村男女共同参画推進計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	1	
20	388	宮田村	宮田村教育委員会	2	2	1	1				0	第3次宮田村男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有				無
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
20	402	松川町	松川町教育委員会事務局生涯学習課	2	1	0	1	松川町男女共同参画推進条例	2008年4月1日	2008年4月1日		第5次松川町男女共同参画推進プラン	2020年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
20	403	高森町	総務課	1	2	1	0				0	高森町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
20	404	阿南町	教育委員会 社会教育係	2	2	0	1				0	あなん男女共同参画推進計画	2019年6月 ~ 2024年6月	0	1	
20	407	阿智村	協働活動推進課	1	2	0	0				3	阿智村男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2026年3月	1	1	
20	409	平谷村	住民課	1	2	0	0				0	平谷村男女共同参画推進計画	2014年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1	
20	410	根羽村	住民課	1	2	0	0				2					0
20	411	下條村	総務課	1	2	0	0				0	(第6次下條村総合計画)	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	0	0	
20	412	売木村	住民課	1	2	0	0				0					0
20	413	天龍村	住民課	1	2	0	0				0	(第6次天龍村総合計画)	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	0	0	
20	414	泰阜村	教育委員会	2	2	0	0				0					0
20	415	喬木村	企画財政課	1	2	0	1				0	喬木村男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2023年3月	0	1	
20	416	豊丘村	教育委員会	2	2	1	0				0	豊丘村男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2023年3月	0	1	
20	417	大鹿村	住民税務課	1	2	0	0				0	大鹿村男女共同参画プラン	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1	
20	422	上松町	住民福祉課	1	2	0	0				0	(第6次上松町総合計画)	2021年4月 ~ 2030年3月	0	0	
20	423	南木曾町	もっと元気に戦略室(計画)、福祉係・教育委員会(対応窓口)	1	2	0	0				3	第3次南木曾町男女共同参画計画	2013年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
20	425	木祖村	住民福祉課	1	2	0	0				0	(木祖村健康福祉計画)	2020年4月 ~ 2025年3月	0	0	
20	429	王滝村	福祉健康課	1	2	0	0				2					0
20	430	大桑村	総務課 企画財政係	1	2	0	0				0					0
20	432	木曾町	企画財政課	1	2	1	1				0	きそまち男女共同参画第三次基本計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
20	446	麻績村	住民課	1	2	0	0				0	麻績村男女共同参画計画	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1	
20	448	生坂村	生坂村教育委員会社会教育係	2	2	1	1				2	生坂村男女共同参画推進計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1	
20	450	山形村	総務課	1	2	0	0				0	第4次山形村男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1	
20	451	朝日村	総務課 総務防災係	1	2	1	1	朝日村男女共同参画社会推進条例	2022年4月1日	2022年4月1日		第3次朝日村男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
20	452	筑北村	住民福祉課	1	2	0	0				0					0
20	481	池田町	生涯学習課	2	2	1	1	笑顔輝く池田町男女共同参画まちづくり条例	2004年12月28日	2005年1月1日		池田町男女共同参画プラン	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
20	482	松川村	松川村教育委員会 社会教育課 社会教育係	2	2	1	1	松川村男女共同参画推進条例	2005年3月10日	2005年4月1日		第4次松川村男女共同参画社会推進計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	1	
20	485	白馬村	総務課	1	2	0	0				2	白馬村第三次男女共同参画社会づくり計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	1	
20	486	小谷村	住民福祉課住民係	1	2	0	0				2					0
20	521	坂城町	企画政策課	1	2	0	0				0	第3次坂城町男女共同参画計画(パートナーシップさかき21)	2021年4月 ~ 2031年3月	0	1	
20	541	小布施町	企画財政課	1	2	0	1	小布施町男女共同参画社会推進条例	2001年9月20日	2001年9月20日		第四次小布施町男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
20	543	高山村	人権推進室	1	2	0	1	高山村男女共同参画社会づくり条例	2003年3月20日	2003年3月20日		高山村男女共同参画社会づくり計画	2019年4月 ~ 2024年3月	0	1	
20	561	山ノ内町	教育委員会 人権政策室	2	2	1	1				0	第5次やまのうち男女共同参画プラン21	2021年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
20	562	木島平村	生涯学習課生涯学習係	2	2	0	0				0					0
20	563	野沢温泉村	教育委員会事務局 生涯学習係	2	2	0	0				2					0
20	583	信濃町	教育委員会	2	2	0	0	男女共同参画社会推進条例	2005年6月20日	2005年7月1日		第3次信濃町男女共同参画社会推進計画	2022年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
20	588	小川村	住民福祉課	1	2	0	0				0	小川村男女共同参画基本計画	2014年4月 ~ 2024年3月	0	1	
20	590	飯綱町	飯綱町教育委員会事務局	2	2	1	1				2	第2次飯綱町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2030年3月	1	1	
20	602	栄村	民生課	1	2	0	0				0					0

<選択肢回答>

- 所属
1 首長部局
2 教育委員会

- 事務所掌
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

- 庁内連絡会議
1 有
0 無

- 諮問機関
1 有
0 無

- 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2023年3月末までの制定を目途に検討中
2 2022年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
0 検討していない

- 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定

- 現在の状況
1 策定予定有
0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)						施設形態		管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単独	複合	施設管理			事業運営			
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			7							1	6	6	1	0	6	1	0
20	201	長野市	長野市男女共同参画センター		380-0814	長野市大字鶴賀西鶴賀町1481-1	026-237-8303	026-237-3315	https://shinanoki.org/		○		○				○
20	202	松本市	松本市女性センター	パレア松本	390-0811	長野県松本市中央1丁目18番1号	0263-39-1105	0263-37-1153	https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/6/3445.html		○	○				○	
20	202	松本市	トライあい・松本		390-0811	長野県松本市中央4-7-28	0263-35-6285	0263-35-6344	https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/6/5653.html		○	○				○	
20	203	上田市	上田市男女共同参画センター	市民プラザ・ゆう	386-0014	長野県上田市材木町1-2-2	0268-27-2988	0268-27-3123	http://www.city.ueda.nagano.jp/jinkendanjo/kurashi/jinken/shiminplaza/index.html		○	○				○	
20	204	岡谷市															
20	205	飯田市															
20	206	諏訪市															
20	207	須坂市															
20	208	小諸市															
20	209	伊那市															
20	210	駒ヶ根市															
20	211	中野市															
20	212	大町市															
20	213	飯山市															
20	214	茅野市	家庭教育センター		391-0002	茅野市塚原1-9-16	0266-73-0888		https://www.city.chino.lg.jp/site/kids/853.html		○	○				○	
20	215	塩尻市															
20	217	佐久市															
20	218	千曲市															
20	219	東御市															
20	220	安曇野市															
20	303	小海町															
20	304	川上村															
20	305	南牧村															
20	306	南相木村															
20	307	北相木村															
20	309	佐久穂町															
20	321	軽井沢町															
20	323	御代田町															
20	324	立科町															
20	349	青木村															
20	350	長和町															
20	361	下諏訪町															
20	362	富士見町															
20	363	原村															
20	382	辰野町															
20	383	箕輪町															
20	384	飯島町															

男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	名称	愛称・通称	所在地等				施設形態		管理・運営主体							
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営			
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
20	385	南箕輪村																
20	386	中川村																
20	388	宮田村																
20	402	松川町																
20	403	高森町	高森町女性活躍子ども子育て拠点施設	あったかてらす	399-3101	長野県下伊那郡高森町山吹435-5	0265-35-5000	0265-35-5033	https://www.facebook.com/attakaterrace/	○		○			○			
20	404	阿南町																
20	407	阿智村																
20	409	平谷村																
20	410	根羽村																
20	411	下條村																
20	412	売木村																
20	413	天龍村																
20	414	泰阜村																
20	415	喬木村																
20	416	豊丘村																
20	417	大鹿村																
20	422	上松町																
20	423	南木曾町																
20	425	木祖村																
20	429	王滝村																
20	430	大桑村																
20	432	木曾町																
20	446	麻績村																
20	448	生坂村																
20	450	山形村																
20	451	朝日村																
20	452	筑北村																
20	481	池田町																
20	482	松川村																
20	485	白馬村																
20	486	小谷村																
20	521	坂城町																
20	541	小布施町																
20	543	高山村																
20	561	山ノ内町																
20	562	木島平村																
20	563	野沢温泉村																
20	583	信濃町																
20	588	小川村																
20	590	飯綱町	飯綱町子育て世代支援施設・飯綱町ワークセンター	みつどんのお家(みつどんのおうち)・i work(アイ)	389-1211	長野県上水内郡飯綱町大字牟礼1987	026-217-1339	026-217-1340	https://www.town.iizuna.nagano.jp/kosodatesaite/index.html		○	○			○			
20	602	栄村																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業										その他
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究		
			7					5	7	4	4	1	7	3	2	2		
20	201	長野市	長野市男女共同参画センター	2004年4月1日	3	0	7,470	○	○	○	○		○					
20	202	松本市	松本市女性センター	1999年4月1日	2	0	5,850	○	○	○	○	○	○	○	○	○	生理用品の無償提供	
20	202	松本市	トライあい・松本	1972年4月1日	1	0	7,040		○				○					
20	203	上田市	上田市男女共同参画センター	2006年10月1日	3	1	1,811	○	○	○	○		○	○	○	○	女性団体育成事業、事業者表彰等	
20	204	岡谷市			0	0	0											
20	205	飯田市			0	0	0											
20	206	諏訪市			0	0	0											
20	207	須坂市			0	0	0											
20	208	小諸市			0	0	0											
20	209	伊那市			0	0	0											
20	210	駒ヶ根市			0	0	0											
20	211	中野市			0	0	0											
20	212	大町市			0	0	0											
20	213	飯山市			0	0	0											
20	214	茅野市	家庭教育センター	1995年4月1日	1	1	5,291	○	○		○		○				男女共同参画を行う任意団体のサポートに関する事	
20	215	塩尻市			0	0	0											
20	217	佐久市			0	0	0											
20	218	千曲市			0	0	0											
20	219	東御市			0	0	0											
20	220	安曇野市			0	0	0											
20	303	小海町			0	0	0											
20	304	川上村			0	0	0											
20	305	南牧村			0	0	0											
20	306	南相木村			0	0	0											
20	307	北相木村			0	0	0											
20	309	佐久穂町			0	0	0											
20	321	軽井沢町			0	0	0											
20	323	御代田町			0	0	0											
20	324	立科町			0	0	0											
20	349	青木村			0	0	0											
20	350	長和町			0	0	0											
20	361	下諏訪町			0	0	0											
20	362	富士見町			0	0	0											
20	363	原村			0	0	0											

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)																			
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業														
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他					
20	382	辰野町			0	0	0															
20	383	箕輪町			0	0	0															
20	384	飯島町			0	0	0															
20	385	南箕輪村			0	0	0															
20	386	中川村			0	0	0															
20	388	宮田村			0	0	0															
20	402	松川町			0	0	0															
20	403	高森町	高森町女性活躍子ども子育て拠点施設	2018年5月5日	3	2	13,126	○	○	○				○	○							
20	404	阿南町			0	0	0															
20	407	阿智村			0	0	0															
20	409	平谷村			0	0	0															
20	410	根羽村			0	0	0															
20	411	下條村			0	0	0															
20	412	売木村			0	0	0															
20	413	天龍村			0	0	0															
20	414	泰阜村			0	0	0															
20	415	喬木村			0	0	0															
20	416	豊丘村			0	0	0															
20	417	大鹿村			0	0	0															
20	422	上松町			0	0	0															
20	423	南木曾町			0	0	0															
20	425	木祖村			0	0	0															
20	429	王滝村			0	0	0															
20	430	大桑村			0	0	0															
20	432	木曾町			0	0	0															
20	446	麻績村			0	0	0															
20	448	生坂村			0	0	0															
20	450	山形村			0	0	0															
20	451	朝日村			0	0	0															
20	452	筑北村			0	0	0															
20	481	池田町			0	0	0															
20	482	松川村			0	0	0															
20	485	白馬村			0	0	0															
20	486	小谷村			0	0	0															
20	521	坂城町			0	0	0															
20	541	小布施町			0	0	0															
20	543	高山村			0	0	0															
20	561	山ノ内町			0	0	0															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2022年4月1日現在で開設済の施設）														
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業								その他	
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流		調査研究
20	562	木島平村			0	0	0										
20	563	野沢温泉村			0	0	0										
20	583	信濃町			0	0	0										
20	588	小川村			0	0	0										
20	590	飯綱町	飯綱町子育て世代支援施設・飯綱町ワークセンター	2021年5月30日	1	7	350		○				○				・託児所 ・お仕事マッチングイベント 等
20	602	栄村			0	0	0										

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

長野県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				3		19	1	5.3	20	0	0.0	58	0	0.0	50	1	2.0	3,883	68	1.8
20	201	長野市				1	0	0.0	1	0	0.0							476	10	2.1
20	202	松本市				1	0	0.0	2	0	0.0							487	9	1.8
20	203	上田市				1	0	0.0	1	0	0.0							241	3	1.2
20	204	岡谷市				1	0	0.0	1	0	0.0							21	1	4.8
20	205	飯田市				1	0	0.0	1	0	0.0							20	0	0.0
20	206	諏訪市				1	1	100.0	1	0	0.0							89	2	2.2
20	207	須坂市				1	0	0.0	1	0	0.0							69	0	0.0
20	208	小諸市				1	0	0.0	1	0	0.0							70	2	2.9
20	209	伊那市				1	0	0.0	1	0	0.0							89	0	0.0
20	210	駒ヶ根市				1	0	0.0	1	0	0.0							16	0	0.0
20	211	中野市				1	0	0.0	1	0	0.0							76	1	1.3
20	212	大町市				1	0	0.0	1	0	0.0							98	4	4.1
20	213	飯山市				1	0	0.0	1	0	0.0							107	2	1.9
20	214	茅野市				1	0	0.0	1	0	0.0							98	0	0.0
20	215	塩尻市	1994年9月16日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							66	3	4.5
20	217	佐久市				1	0	0.0	1	0	0.0							238	2	0.8
20	218	千曲市				1	0	0.0	1	0	0.0							71	0	0.0
20	219	東御市				1	0	0.0	1	0	0.0							67	2	3.0
20	220	安曇野市				1	0	0.0	1	0	0.0							83	1	1.2
20	303	小海町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
20	304	川上村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
20	305	南牧村										1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
20	306	南相木村										1	0	0.0	0	0		10	0	0.0
20	307	北相木村										1	0	0.0	0	0		9	0	0.0
20	309	佐久穂町										1	0	0.0	1	0	0.0	58	0	0.0
20	321	軽井沢町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
20	323	御代田町										1	0	0.0	2	1	50.0	20	0	0.0
20	324	立科町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
20	349	青木村										1	0	0.0	0	0		12	0	0.0
20	350	長和町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
20	361	下諏訪町										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
20	362	富士見町										1	0	0.0	1	0	0.0	39	0	0.0
20	363	原村										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
20	382	辰野町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
20	383	箕輪町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況													
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態	市 区 長 数	うち 女性 市区 長 数	女性 比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長 数	女性 比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町村 長 数	女性 比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長 数	女性 比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数
20	384	飯島町									1	0	0.0	1	0	0.0	46	3	6.5
20	385	南箕輪村	2002年9月16日	南箕輪村男女共同参画都市宣言	2						1	0	0.0	1	0	0.0	12	0	0.0
20	386	中川村									1	0	0.0	1	0	0.0	27	1	3.7
20	388	宮田村									1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0
20	402	松川町									1	0	0.0	1	0	0.0	72	1	1.4
20	403	高森町									1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
20	404	阿南町									1	0	0.0	1	0	0.0	60	5	8.3
20	407	阿智村									1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
20	409	平谷村									1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
20	410	根羽村									1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
20	411	下條村									1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
20	412	売木村									1	0	0.0	0	0		7	0	0.0
20	413	天龍村									1	0	0.0	1	0	0.0	39	4	10.3
20	414	泰阜村									1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
20	415	喬木村									1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
20	416	豊丘村									1	0	0.0	1	0	0.0	56	2	3.6
20	417	大鹿村									1	0	0.0	1	0	0.0	27	1	3.7
20	422	上松町									1	0	0.0	1	0	0.0	39	1	2.6
20	423	南木曾町									1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
20	425	木祖村									1	0	0.0	0	0		21	0	0.0
20	429	王滝村									1	0	0.0	0	0		9	0	0.0
20	430	大桑村									1	0	0.0	1	0	0.0	44	1	2.3
20	432	木曾町									1	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
20	446	麻績村									1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0
20	448	生坂村									1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
20	450	山形村									1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
20	451	朝日村									1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
20	452	筑北村									1	0	0.0	0	0		21	0	0.0
20	481	池田町									1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
20	482	松川村									1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
20	485	白馬村									1	0	0.0	0	0		30	1	3.3
20	486	小谷村									1	0	0.0	1	0	0.0	52	0	0.0
20	521	坂城町									1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
20	541	小布施町									1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
20	543	高山村									1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
20	561	山ノ内町									1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
20	562	木島平村									1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
20	563	野沢温泉村									1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
20	583	信濃町									1	0	0.0	1	0	0.0	96	6	6.3
20	588	小川村									1	0	0.0	0	0		19	0	0.0

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
20	590	飯綱町	2006年2月12日	まちづくりの集い宣言決議 男女共同参画大会宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
20	602	栄村										1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0

- <選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲					地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード				
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他			
	小計			1,745	1,425	26,040	7,787	29.9		1,398	1,179	18,657	5,153	27.6	421	243	2,459	447	18.2	1,333	117	8.8	1,844	153	8.3							
20201	長野市	40.0	2027年3月	59	53	673	247	36.7	条例により設置されている審議会等	102	94	1,226	397	32.4	6	5	89	7	7.9				58	6	10.3	1			1			
20202	松本市	35.1	2023年3月	116	102	2,781	945	34.0	行政委員、法律・条例により設置されている審議会等、要綱等により設置されている委員会等、法律に基づいて設置されている委員会等	13	12	231	63	27.3	6	6	43	12	27.9	54	7	13.0	55	7	12.7	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	1		
20203	上田市	40.0	2023年3月	61	57	774	288	37.2	地方自治法第180条5、202条3に基づく審議会等と法律、市の条例等により設置している審議会等	49	46	774	288	37.2	6	5	63	10	15.9	44	4	9.1	45	4	8.9	1			1			
20204	岡谷市	40.0	2024年3月	40	38	706	235	33.3	法律又は政令により設置されている審議会、委員会等及び、条例、規則、要綱等により設置されている会議等	23	23	292	79	27.1	6	5	30	7	23.3	28	4	14.3	29	4	13.8	1			1			
20205	飯田市	30.0	2023年3月	102	78	1,838	563	30.6	地方自治法第180条5、202条2、202条3に基づく委員会、付属機関の委員及びその他法に定める委員	78	69	1,488	512	34.4	6	4	55	8	14.5	38	3	7.9	39	3	7.7	2	2022年3月1日	2	2022年3月1日	2	2022年3月1日	
20206	諏訪市	40.0	2023年3月	60	51	1,108	386	34.8	地方自治法180条の5に規定の委員会、民生委員法、諏訪市の条例・規則、諏訪市の要綱	31	25	354	111	31.4	6	4	38	7	18.4	33	7	21.2	34	8	23.5	1			1			
20207	須坂市	40.0	2023年3月	53	47	978	355	36.3	地方自治法第180条の5、第202条の3に基づく審議会等。要綱により設置されている委員会等	30	28	545	203	37.2	6	4	31	7	22.6	34	5	14.7	35	5	14.3	1			1			
20208	小諸市	45.0	目標年度期限なし	52	50	968	376	38.8	地方自治法第180条の5、地方自治法第202条の3、その他施策・方針決定過程である委員会等	34	33	396	112	28.3	6	5	42	7	16.7	35	3	8.6	36	3	8.3	1			1			
20209	伊那市	30.0	2027年3月	79	68	1,340	369	27.5	法律、条例、規則、要綱等により設置されている審議会、委員会等	36	33	808	178	22.0	6	3	50	5	10.0	35	6	17.1	36	6	16.7	1			1			
20210	駒ヶ根市	40.0	2027年3月	51	46	1,030	275	26.7	要項等に設置されている会議等	20	18	294	87	29.6	6	4	42	6	14.3				38	5	13.2	1			1			
20211	中野市	35.0	2027年3月	53	47	784	250	31.9	地方自治法第180条の5及び、第203条の3に基づく審議会等と、法律、市の条例等により設置の審議会等	31	29	440	129	29.3	5	3	33	5	15.2	37	3	8.1	37	3	7.9	1			1			
20212	大町市	40.0	2023年3月	44	41	558	145	26.0	法律、政令、条例により設置されている審議会等、法律により設置されている委員会等、人権擁護委員、民生児童委員、市議会議員	42	39	524	132	25.2	6	3	44	5	11.4	34	1	2.9	35	1	2.9	1			1			
20213	飯山市	35.0	2025年3月	27	19	267	66	24.7	地方自治法第180条の5及び202条の3に基づく審議会等	22	17	234	58	24.8	5	2	33	8	24.2	27	4	14.8	28	4	14.3	1			1			
20214	茅野市	35.0	2023年3月	48	39	713	195	27.3	法律、条例等により設置されている審議会、委員会等	12	11	211	46	21.8	6	4	35	6	17.1	42	3	7.1	43	3	7.0	1			1			
20215	塩尻市	38.3	期限については今後検討	12	12	175	38	21.7	防災会議、民生委員推薦会、国民健康保険運営協議会、環境審議会、交通対策会議、公民館運営協議会、社会教育委員会、中央公民館運営審議会、図書館協議会、地方文化財保護審議会、博物館協議会、都市計画審議会	11	11	147	37	25.2	6	6	36	10	27.8	32	8	25.0	33	8	24.2	1			1			
20217	佐久市	50.0	2027年3月	43	42	570	214	37.5	法律、政令または条例により設置されている審議会等(地方自治法第202条の3に基づくもの)	43	42	570	214	37.5	6	3	64	6	9.4	40	1	2.5	41	1	2.4	1			1			
20218	千曲市	2025年4月1日現在40%		46	44	625	186	29.8	地方自治法第202条の3、第180条の5及び法律・条例・規則・要綱・規定等により設置されている審議会・委員会・懇話会・協議会・会議等	20	19	299	90	30.1	5	5	29	9	31.0	30	6	20.0	31	6	19.4	1			1			
20219	東御市	40.0	2027年3月	45	41	605	193	31.9	法律または政令・条例により設置されている審議会、委員会、自治推進委員、人権擁護委員、福祉委員、PTA会長、公民館長、議会議員	9	9	139	42	30.2	6	5	40	7	17.5				30	5	16.7	1			1			
20220	安曇野市	35.0	2023年3月	64	53	995	254	25.5	法律、政令又は条例、規則等により設置されている審議会、委員会、会議等	35	28	488	110	22.5	6	5	41	7	17.1	38	7	18.4	39	7	17.9	1			1			
20303	小海町									5	4	42	9	21.4	5	2	27	3	11.1						1			1				
20304	川上村									9	4	103	13	12.6	5	2	25	4	16.0				30	0	0.0	1			1			
20305	南牧村									11	8	77	18	23.4	5	1	22	2	9.1				12	0	0.0	1			1			
20306	南相木村									13	10	101	19	18.8	5	1	19	2	10.5				12	0	0.0	1			1			
20307	北相木村									10	8	63	17	27.0	3	1	15	1	6.7				7	0	0.0	1			1			
20309	佐久穂町	計画の推進により達成値を高めていく。		8	8	86	24	27.9	条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	8	8	86	24	27.9	5	3	35	6	17.1	20	2	10.0	21	2	9.5	1			1			
20321	軽井沢町	40.0	2023年3月	38	33	500	158	31.6	法律により設置されている委員会等、地方自治法第180条の5に基づく委員会等、地方自治法第138条の4又は202条の3に基づく委員会等	33	30	408	119	29.2	5	3	34	7	20.6				38	5	13.2	1			1			
20323	御代田町	30.0	2026年3月	21	16	205	39	19.0	地方自治法第180条の5及び地方自治法202条の3に基づく委員会	16	13	178	33	18.5	5	3	27	6	22.2	32	3	9.4	33	3	9.1	1			1			
20324	立科町	30.0	2025年3月	12	7	148	18	12.2	市町村防災会議 民生委員推薦会 国民健康保険運営協議会 立科町青少年問題協議会 社会教育委員会 文化財保護委員会 開発審査会 水防協議会 環境審議会 交通安全対策協議会 スポーツ推進委員会 国民保護協議会	12	7	148	18	12.2	5	2	26	3	11.5	21	2	9.5	22	2	9.1	1			1			
20349	青木村	各審議会により目標設定	2025年3月	7	7	78	13	16.7	法律または政令により設置されている審議会等	7	7	78	13	16.7	5	4	25	6	24.0				33	4	12.1	2	2025年3月31日	1		1		
20350	長和町									12	8	168	25	14.9	5	3	24	4	16.7	32	1	3.1	33	1	3.0	1			1			
20361	下諏訪町	40.0	2025年3月	54	45	1,419	321	22.6	法律又は政令、条例、規則、要綱等により設置されている審議会、委員会等	15	14	173	29	16.8	5	4	21	4	19.0	31	4	12.9	32	4	12.5	1			1			
20362	富士見町	35.0	2022年3月	19	14	230	45	19.6	上記すべて	19	14	230	45	19.6	5	3	31	6	19.4	25	0	0.0	26	0	0.0	1			1			
20363	原村									26	24	258	76	29.5	5	2	24	4	16.7	14	0	0.0	15	0	0.0	1			1			
20382	辰野町	50.0	2026年3月	23	20	275	79	28.7	地方自治法に基づく審議会等	13	13	222	65	29.3	5	3	28	5	17.9	33	3	9.1	36	3	8.3	1			1			
20383	箕輪町	30.0	2023年3月	60	38	577	157	27.2	箕輪町特別職の職員等の名簿録の委員	25	22	304	77	25.3	5	3	36	6	16.7						2	2022年7月1日	2	2022年7月1日	2	2022年7月1日		
20384	飯島町	30.0	2024年3月	39	28	441	115	26.1	法律及び条例等により設置されている審議会・懇談会・会議など	15	11	191	40	20.9	5	2	25	4	16.0	40	7	17.5	41	7	17.1	1			1			
20385	南箕輪村	30.0	2027年3月	20	18	275	58	21.1	法律によって設置されている審議会・委員会等(村男女共同参画行動計画による)	19	17	254	57	22.4	4	2	13	3	23.1	21	1	4.8	22	1	4.5	2	2022年7月1日	2	2022年7月1日	2	2022年7月1日	
20386	中川村	25.0	2023年3月	29	18	241	49	20.3	地方自治法(180条の5)に基づく委員会等、地方自治法(202条の3)に基づく審議会等	24	15	219	44	20.1	5	3	22	5	22.7	19	0	0.0	20	0	0.0	1			1			
20388	富田村	30.0	2026年3月	34	22	425	121	28.5	特に定めなし	33	22	401	121	30.2	4	4	23	7	30.4	24	0	0.0	25	0	0.0	1			1			
20402	松川町	33.3	2024年3月	39	14	500	127	25.4	地方自治法138条の4条3項	12	12	190	43	22.6	5	3	30	6	20.0	38	2	5.3	39	2	5.1	1			1			
20403	高森町	29.4	2026年3月	29	20	214	71	33.2	高森町の主要な審議会等	12	9	111	30	27.0	5	2	32	5	15.6	15	0	0.0	16	0	0.0	1			1			

調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都道府県	市区町村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない						
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他					
		18	1の合計	60	0	42		3		41	41	41	41	42	36	
		25	2の合計	7	31	19		58		11	11	12	14	20	9	
		5	3の合計	3	18			0		3	3	3	3	2	4	
		29	4の合計	7	12					22	22	21	19	13	24	
20	201	長野市	1	長野市議会	1	3	1	長野市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
20	202	松本市	2	松本市議会	1	3	1	松本市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
20	203	上田市	1	上田市議会	1	2	1	上田市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 3 議員は、配偶者の出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
20	204	岡谷市	2	岡谷市議会	1	2	1	岡谷市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1

都 道 府 県 市 町 村 コ コ ロ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			議会名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7									
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない									
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他							
20	205	飯田市	1	飯田市議会	1	2	2			1			4	4	4	4	1	1	
			飯田市議員の旧姓使用の取扱いに関する訓令 (旧姓使用の範囲) 第3条 職員が旧姓を使用することができるものは、次の各号のすべてに該当するものであって、おおむね別表第1に掲げるものとする。 (1) 法令上特別な効果を生じるおそれなく、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないもの 別表第1(第3条関係) 旧姓を使用することができるもの 1 単に氏名が記載されているもの及び対外的にも使用されるが法令上特別な効果を生じるおそれのないもの (1) 職場での呼称 (2) 記章 (3) 名札 (4) 職員録 (5) 名刺 (6) 産席表 (7) 各種文書における担当者氏名 (8) メールアドレス 2 専ら組織内で使用される文書で、職員の同一性の確認が容易にできるもの (1) 起案文書 (2) 決裁文書、供覧文書等に係る押印又はサイン (3) 復命書 (4) 事務分担表 (5) 事務引継書 (6) 公務用車用車庫 (7) 物品関係書類 (8) 被服貸与簿 (9) 永年勤続表彰等の被表彰者名 (10) 組織内公募に関する書類 3 職員の権利義務に係る文書等で、職員の同一性の確認が容易にでき、かつ、旧姓使用を原因とする係争のおそれのないもの (1) 職務に専念する義務の免除を受けようとする際に任命権者に提出する書類 (2) 旅行命令書 (3) 管内旅行命令書 (4) 配車申請書 (5) 営利企業等従事許可申請書 (6) 営利企業等従事廃止届 (7) 時間外勤務等命令書 (8) 氏名、住所等変更届 (9) 扶養親族認定申請書 (10) 通勤届 (11) 住居届 (12) 勤務状況報告書 (13) 休暇承認票 (14) 当直勤務命令表 (15) 当直勤務交代承認申請書 (16) ホンテニア活動計画書 (17) 育児休業関係書類 (18) 週休日勤務・振替休暇命令書(兼休日勤務・代休日指定書) (19) 特殊勤務の状況報告、特殊勤務手当実績表 (20) 支出席担行為決議伝票その他の会計伝票類 4 その他法令上特別な効果を生じるおそれのないもの (1) 研究論文等の発表、講演等 (2) 所属長が適当と認める軽易な文書等																
20	206	諏訪市	1	諏訪市議会	1	2	1			2			1	1	1	1	1	1	
			諏訪市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を得て、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 第3条 前条の旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるものとする。 別表 1 職場での呼称 2 名札 3 名刺 4 職員名簿及び配置図 5 出勤整理簿、年次休暇届、休暇欠勤等承認届 6 旅行命令書、復命書 7 時間外勤務命令表、週休日の振替簿 8 職務専念義務免除申請書 9 起案文書、閲覧文書の記名又は押印 10 支出席担行為決定票及び支出命令書 11 研修申込書、研修命令書、研修報告書 12 事務引継書 13 日直直日誌 14 庁内LAN上の氏名表記及びメールアドレスのアカウント 15 その他内部文書等で所属長等が認めるもの																
20	207	須坂市	2	須坂市議会	1	2	1			2			1	1	1	1	1	1	
			須坂市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、災害 その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。																
20	208	小諸市	2	小諸市議会	1	2	1			2			1	1	1	1	1	1	
			小諸市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。																

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
			職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7							
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他		
20	209	伊那市	3		伊那市議会	1	3	1	伊那市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 (略) 2 議員は、自身の出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	210	駒ヶ根市	2		駒ヶ根市議会	1	3	2	中野市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2	2	2	2	2	4
20	211	中野市	3		中野市議会	1	3	1	中野市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	212	大町市	1	大町市職員の旧姓使用の取扱いに関する規程 第1条 この規程は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	大町市議会	1	2	1	大町市議会会議規則 (欠席の届出)第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	2
20	213	飯山市	4		飯山市議会	1	3	1	飯山市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	214	茅野市	1	茅野市職員旧姓使用取扱要綱 第2条職員は、任命権者の承認を得て、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上の誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	茅野市議会	1	2	1	茅野市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲を基準とし、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	215	塩尻市	1	塩尻市職員旧姓使用取扱要綱 (承認)第2条 職員は、市長の承認を受けて、職員間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上の誤解や混乱を招くおそれのないものについて旧姓を使用することができる。	塩尻市議会	1	4	2		2			4	4	4	4	4	4
20	217	佐久市	1	佐久市職員旧姓使用取扱規程 第3条第1項 旧姓を使用することができる文書等は、法令上特別な効果を生じるおそれなく、かつ、職員の同一性の確認が容易にでき、職務遂行上又は事務処理上の誤解や混乱を招くおそれのないもので、おおむね別表第1に掲げるものとする。	佐久市議会	1	2	1	佐久市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1			1	1	1	1	1	2
20	218	千曲市	2		千曲市議会	1	2	1	千曲市議会会議規則 第2条2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	219	東御市	1	東御市職員の旧姓使用に関する要綱 第2条 職員は、市長の承認を得て、専ら職員の間で使用している文書、簡易な文書等で、職務遂行上又は事務処理上の誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	東御市議会	1	2	1	東御市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
20	220	安曇野市	1	安曇野市職員服務規程 第10条 職員は、改姓(婚姻その他の事由により、戸籍上の氏を改めることをいう。以下同じ。)をした後も引き続き改姓前の氏又は住民票の通称欄に記載されている通称(以下これを「旧姓等」という。)を職場での呼称及び文書等に使用することができる。	安曇野市議会	1	2	1	安曇野市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。					問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない								
									議会名	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間と同等。 3. 産前産後期間より長い。 4. 産前産後期間より短い。	1. あり 2. なし 3. その他	配偶者の 出産	育児		家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
20	303	小海町	4	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	小海町議会	1	2	1	小海町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
20	304	川上村	2		川上村議会	2											2	2	2	2	2	4
20	305	南牧村	2		南牧村議会	1	3	2		2							4	4	4	4	4	4
20	306	南相木村	2		南相木村議会	1	4	2		2							2	2	2	2	2	2
20	307	北相木村	4		北相木村議会	4											4	4	4	4	4	4
20	309	佐久穂町	2		佐久穂町議会	2											2	2	2	2	2	2
20	321	軽井沢町	4		軽井沢町議会	1	3	1	軽井沢町議会会議規則 ＜第2条第3項＞前2項の規定にかかわらず、議員が出産のため議会活動等を行えない場合は、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、長期欠席(不在)届を議長に提出することができる。この場合において、議会活動等に復帰することとなったときは、議会活動等復帰届を議長に提出しなければならない。	2						1	1	1	1	1	1	1
20	323	御代田町	4		御代田町議会	1	4	2		2							4	4	4	4	2	4
20	324	立科町	4		立科町議会	1	4	2		2							4	4	4	4	4	4
20	349	青木村	2		青木村議会	1	2	1	青木村議会会議規則 (第2条第2項)前項の規定にかかわらず、議員が出産のため議会に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
20	350	長和町	4		長和町議会	4											4	4	4	4	4	4
20	361	下諏訪町	1	下諏訪町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、一般職常勤の職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後においても、婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 第2条 職員は、町長の承認を得て、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 第3条 前条の旧姓を使用することが出来る文書等とは、別表に掲げるものとする。 第4条 旧姓の使用の承認を受けようとする職員は、旧姓使用申請書により、所属長を経て町長へ申請しなければならない。 第5条 町長は、旧姓の使用の承認をしたときは、旧姓使用承認通知書により、所属長を得て申請職員に通知するものとする。	下諏訪町議会	1	2	1	下諏訪町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届けなければならない。	2						1	1	1	1	1	1	1
20	362	富士見町	1	富士見町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	富士見町議会	1	2	1	富士見町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	1
20	363	原村	2		原村議会	1	2	1	原村議会 会議規則 第2条 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内においてその期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1	
20	382	辰野町	4		辰野町議会	1	2	1	辰野町議会会議規則第2条 第2条 議員は招集の当日開議定刻前に参集し、その旨を議長に届けなければならない。公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1	
20	383	箕輪町	1	箕輪町職員旧姓使用取扱要綱(平成29年9月1日告示第121号の2) 第1条 この要綱は、働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	箕輪町議会	1	3	1	箕輪町議会会議規則 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1					1	1	1	1	1	1	4	
20	384	飯島町	2		飯島町議会	1	4	2		2							4	4	4	4	4	4
20	389	南箕輪村	2		南箕輪村議会	1	3	2		2							4	4	4	2	2	4

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
				議会名	問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない										
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
20	386	中川村	1	中川村職員旧姓使用取扱要綱 趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員が、文書等の作成に際して引き続き改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 職員は、村長の承認を受けて、職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて旧姓を使用することができる。 (旧姓を使用できる文書等) 第3条 前条の旧姓を使用することができる文書等とは、次に掲げるものとする。 (1) 職員名簿及び配置図 (2) 名札 (3) 名刺 (4) 住所届 (5) 休暇欠勤簿 (6) 時間外勤務命令簿兼週休日の振替簿・代休指定簿 (7) 出張命令(回)簿 (8) 復命書 (9) 事務引継書 (10) 起案文書 (11) 支出負担行為決議書及び支出命令書 (12) 前各号に掲げるもののほか、法令等に基づかない文書等で村長が認めるもの (旧姓使用届) 第4条 第2条の承認を受けようとする職員は、旧姓使用届を所属長及び総務課長を経て村長へ提出しなければならない。 条治革 (承認の通知) 第5条 村長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書により、速やかに当該職員に通知するものとする。 条治革 (中止届) 第6条 村長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届を所属長及び総務課長を経て村長へ提出しなければならない。 条治革 (管理) 第7条 総務課長は、旧姓使用者台帳を備え、旧姓の使用の適正な管理に努めなければならない。 (業務) 第8条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に村民、職員等に誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。 附 則 (施行期日) 1 この訓令は、平成11年1月1日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の実施前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この訓令の施行日から起算して60日以内に、所属長を経て総務課長に第4条の旧姓使用届を提出することにより旧姓の使用の承認を受けることができる。 条治革 附 則(平成23年9月13日訓令第4号) この訓令は、平成23年9月13日から施行する。	中川村議会	1	4	1	中川村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
20	388	宮田村	4	松川町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長の承認を受けて、法令等に基づき身分関係を規定している文書、公権力の行使に關する文書及び公務の遂行上混乱が生じるおそれがある場合等を除き旧姓を使用することができる。	松川町議会	1	2	1	松川町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
20	403	高森町	4		高森町議会	4				2					4	4	4	4	4	4	
20	404	阿南町	2		阿南町議会	1	4	2		2					2	2	2	2	2	2	
20	407	阿智村	2		阿智村議会	1	3	2		2					4	4	4	4	4	4	
20	409	平谷村	4		平谷村議会	4	4	2		2					2	2	2	2	2	2	
20	410	根羽村	4		根羽村議会	1	4	1	根羽村議会会議規則 第2条 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
20	411	下條村	4		下條村議会	2									4	4	4	4	4	4	
20	412	赤木村	3		赤木村議会	2									3	3	3	3	3	3	
20	413	天龍村	3		天龍村議会	1	4	2		2					4	4	4	4	4	4	
20	414	桑島村	3		桑島村議会	2									4	4	4	4	2	4	
20	415	喬木村	2		喬木村議会	2									4	4	2	2	2	4	
20	416	豊丘村	4		豊丘村議会	4									4	4	4	4	2	4	
20	417	大鹿村	4		大鹿村議会	2									2	2	2	2	2	2	
20	422	上松町	2		上松町議会	1	3	1	上松町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、障害、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
20	423	南木曾町	4		南木曾町議会	1	2	1		2					1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
									議会名	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
20	425	木祖村	2	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	木祖村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならぬ。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
20	429	玉滝村	2					玉滝村議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1
20	430	大桑村	4					大桑村議会会議規則 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	4
20	432	木曾町	4					木曾町議会会議規則 第2条2項 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			3	3	3	3	3	3	3
20	446	麻績村	4					麻績村議会	4			1	1	1	1	1	1	4
20	448	生坂村	4					生坂村議会	1			2		1	1	1	1	1
20	450	山形村	2					山形村議会会議規則 (欠席の届出)第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、予め議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1
20	451	朝日村	4					朝日村議会	1			2		1	1	1	1	1
20	452	筑北村	4					筑北村議会	1			4		2	2	2	2	2
20	481	池田町	4					池田町議会	1			3		2				1
20	482	松川村	2					松川村議会	4					2	4	4	4	4
20	485	白馬村	4					白馬村議会	1			2		1	1	1	1	1
20	486	小谷村	2					坂城町職員旧姓使用取扱規程 小谷村議会	3					4	4	4	4	4
20	521	坂城町	1					(趣旨)第1 この規定は、町長又は町教育委員会の事務部局に勤務する一般職の職員(臨時又は非常勤の職員を除く。)が、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 坂城町議会	1			2		1	1	1	1	1
20	541	小布施町	2					小布施町議会	1			2		1		2	2	2

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
										議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産
20	543	高山村	4	高山村議会	1	3	1	高山村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
20	561	山ノ内町	1	山ノ内町議会	1	2	1	山ノ内町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	2
20	562	木島平村	4	木島平村議会	1	3	2		2		4	4	4	4	4	4
20	563	野沢温泉村	4	野沢温泉村議会	1	3	2		2		2	2	2	2	2	2
20	583	信濃町	2	信濃町議会	1	3	2		2		4	4	4	2	2	4
20	588	小川村	4	小川村議会	3				2		2	2	2	2	2	3
20	590	飯綱町	1	飯綱町議会	1	2	1	飯綱町議会会議規則 第1条 この訓令は、互いに個性が尊重される働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等による改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関する必要な事項を定めるものとする。第2条 この訓令において「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(臨時任用職員及び非常勤職員を含むものとする。)をいう。第3条 職員が旧姓を使用することができるものは、次の各号のすべてに該当するものであって、おおむね別表第1に掲げるものとする。(1)法令条特別な高価を生じおそれなく、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの(2)職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないもの 2 旧姓を使用することができないものは前項に規定する以外のものであっておおむね別表2に掲げるものとする。第4条 旧姓を使用する職員は、旧姓使用届(用紙希代1号)を所属長を経由して町長に提出しなければならない。 2 町長は、前項の規定による書類の提出があつたときは、旧姓使用受理通知書(様式第2号)により、所属長を経由のうえ当該書類の提出をした職員(以下「旧姓使用職員」という。)にたいし、変更した旨を通知する。第5条 旧姓使用職員は、旧姓の使用を中止するときは、旧姓使用届(様式第2号)を所属長を経由して町長に提出しなければならない。 2 前項の規定により旧姓使用中止届を提出した職員は、戸籍上の姓を改めた場合その他特段の理由がある場合を除き、再度旧姓使用の届出は提出できないものとする。 第6条 町長は、全2条の届出の内容を旧姓使用職員名簿(様式第4号)に記載し、保管する。 第7条 旧姓使用職員は、旧姓の使用に当たり、常に町民又は職場に誤解又は混乱が生じないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓使用に当たり、適切な運用と公務の円滑な運営に努めなければならない。 第8条 この訓令に定めるもののほか、職員の旧姓使用に関する事項は総務課長が別に定める。	2		1	1	1	1	1	1
20	602	栄村	4	栄村議会	3						4	4	4	4	2	2

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

市区町村		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
市区町村	議会関係	問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
		1	1	15	2	0	0	0		2	6	2		7			
		0	5	19	0	0	0	0		5	23	16		63			
		0	0	43	0	0	12	0		5	48	2		7			
		76	71		0	0	0	2				57					
20	201 長野市	4	4	1				3		3	3	2		2			
20	202 松本市	4	4	3							3	2		2			
20	203 上田市	4	4	3							3	4		2			
20	204 岡谷市	4	4	1				3		3	2	2		2			
20	205 飯田市	4	4	1				3		2	2	1	飯田市議会先例集(令和3年1月18日 議会運営委員会決定) 第7節 議員の旧姓及び通称の使用 (1)議員の氏名は、原則として本名を用いる。ただし、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた場合は、議長への届出により、その任期中、本名に代えて変更前の氏(旧姓)を使用することができる。	2			
20	206 諏訪市	4	4	3							3	4		2			
20	207 須坂市	4	4	1				3		1	2	4		1	須坂市地域防災計画 避難所運営の支援に関する事		
20	208 小諸市	4	4	3							3	4		2			
20	209 伊那市	4	4	3							3	4		1	伊那市地域防災計画、伊那市避難所マニュアル 男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針(内閣府2013)」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努める。また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込む。		
20	210 駒ヶ根市	4	4	2							2	4		2			
20	211 中野市	4	2	1	1				中野市議会議員政治倫理規程 第3条第1号 市民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して関係法令の遵守はもとより、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。		3	4	1	中野市地域防災計画 自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針(内閣府2013)」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努める。自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画計画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込む。			
20	212 大町市	4	4	3							3	4		2			
20	213 飯山市	4	4	1	1			3	飯山市議会議員政治倫理条例 (目的) 第1条 この条例は、飯山市議会基本条例(令和2年飯山市条例第25号)第20条第2項の規定に基づき、飯山市議会議員(以下「議員」という。)が、市民全体の代表者として遵守すべき政治倫理に關し必要な事項を定めることにより、もって市民の信頼に恥えんとともに、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。 (議員及び市民の責務) 第2条 議員は、自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する高い倫理観が必要であることを自覚し、良心と責任感を持って、その品位の保持に努めなければならない。 2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑いが持たれた場合は、自ら誠実にその説明を行い、その責任を明らかにしなければならない。 3 市民は、主権者として公共の重要性を深く認識し、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけをしてはならない。 (政治倫理基準) 第3条 議員は、議会及び議員の名誉及び品位を重んじ、法令及び社会の規範のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) 市の職員並びに市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人(以下この条において「出資法人」という。)及び指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する市の指定を受けた者)の役員(以下この条において「市職員等」という。)の公正な職務執行を妨げないこと。 (2) 市職員等の権限又は地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないこと。	1	1	4	飯山市男女共同参画推進委員に議会から2名の推薦をいただいている。	2			

都 道 府 県 市 町 村 コ コ ロ ド	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12 問11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。				
20	213 飯山市	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関. 定すハ ラ ス メ ン ト を 設 置 し て い る 規 定 が あ る 倫 理 規 止	2 す ハ ラ ス メ ン ト を 設 置 し て い る 規 定 が あ る 倫 理 規 止	3 関. を す ハ ラ ス メ ン ト を 向 け た 研 修 修 止	4 そ の 他 その他内容		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
					(3) 市職員等の採用、異動、昇任その他の職員等の人事に関し、特定の個人が有利又は不利になるような働きかけをしないこと。 (4) 市、出資法人及び指定管理者が行う工事等の請負契約、業務委託契約若しくは物品購入契約又は許可、認可その他の処分に関し、特定のものに有利又は不利になるような働きかけをしないこと。 (5) 市が行う指定管理者の指定又は補助金の交付に関し、特定のものに有利又は不利になるような働きかけをしないこと。 (6) 市職員等に対し、勤務時間中に物品等の販売・集金を行わないこと。 (7) 政治活動に関し、政治的に又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。 (8) 議員の地位を利用して、いかなる金品も授受しないこと。 (9) 法人の経営に携わる場合は、地方自治法第92条の2の規定の遵守はもとより、市が出資又は財政的援助等を行う団体の代表者を兼ねないこと。 (審査の請求) 第4条 議員は、前条各号に規定する政治倫理基準に違反する事実があると認めるときは、議員3人以上の連署を持って、代表者から議長に対し、審査を請求することができる。 2 選挙権を有する市民(地方自治法第74条第5項に規定する選挙権を有する者をいう。以下同じ。)は、政治倫理基準に違反する事実があると認めるときは、その総数の100分の1以上の連署(以下「有効な連署」という。)をもって、その代表者(以下「市民による審査請求の代表者」という。)から議長に対し、審査を請求することができる。 3 前2項の規定による審査の請求をしようとする者は、審査請求書に政治倫理基準に違反する事実があることを証する書類等を添えて議長に提出しなければならない。 4 議長は、市民による審査請求の代表者から前項の規定による審査請求書の提出があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、審査請求書等について有効な連署があることの確認を求めものとする。 5 議長は、選挙管理委員会が審査請求書等について有効な連署があることの確認をしたときは、第2項の規定による審査の請求を受理し、その旨を市民による審査請求の代表者に通知するものとする。 6 議長は、選挙管理委員会が審査請求書等について有効な連署があることの確認をできなかったときは、当該請求を受理しない理由を付して、その旨を市民による審査請求の代表者に通知するものとする。 (審査委員会の設置) 第5条 議長は前条の規定による審査請求があったときは、これを審査するため、議会に飯山市議会議員政治倫理審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。 (審査委員会の組織) 第6条 審査委員会の委員は、6人以内とし、議員のうちから議長が議会運営委員会に諮って選任する。 2 委員の任期は、当該審査請求の審査が終了するまでの間とする。ただし、議員の職を失ったときは、その日までとする。また、委員が欠けたときは、議長は、速やかに補欠委員を任命するものとする。 3 審査委員会に会長及び副会長を各1人を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。 4 審査委員会の委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 5 議長は、選挙管理委員会が審査請求書等について有効な連署があることの確認をしたときは、第2項の規定による審査の請求を受理し、その旨を市民による審査請求の代表者に通知するものとする。 6 議長は、選挙管理委員会が審査請求書等について有効な連署があることの確認をできなかったときは、当該請求を受理しない理由を付して、その旨を市民による審査請求の代表者に通知するものとする。										

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
			問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問16 問15で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。
20	213	飯山市	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関. 定すハ ラ等 ()が 定メン あるハ ラスメ ント防 止規 止	す 2 ハ ラ ス メ ン ト 防 止 規 止	に3 関. をすハ ラ等 ()が 定メン あるハ ラスメ ント防 止規 止	4 ・ そ の 他 その他内容		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1. を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。

都	市	区	町	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
				問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研究(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。					
				1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 1. 関係する規定(ハラスメント防止)がある倫理規程を設けている 2. 議員ハラスメントを防止するための研修を実施している 3. 関係する規定(ハラスメント防止)がある倫理規程を設けている 4. その他			1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)						
20	214		茅野市	4	4	3						3	4		2						
20	215		塩尻市	4	4	3						3	4	1	地域防災計画 災害対策本部組織及び事務分掌 社会教育スポーツ班 8.ふれあいプラザ利用者の避難誘導及び安全確保に関すること						
20	217		佐久市	4	4	3						3	1	1	①佐久市地域防災計画 ②佐久市避難所運営マニュアル 第2章 議員は、議会において使用する氏名について、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める通称名等を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定による認定を受けた場合にあっては、当該認定を受けた通称 (2) 婚姻、養子縁組等の事由により戸籍等に記載された氏を変更した場合にあっては、変更前の氏 ③ 3章 災害応急対策計画 第13節 避難収容及び情報提供活動 P364 4 避難所の開設・運営 (ウ) 運営 ア 避難所の運営 (イ) 避難所における生活環境に注意を払うとともに、避難が長期化するときは必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。 また、避難所の安全確保と社会秩序維持のため、必要により警察官を配置する。 (ウ) 自主防災組織及びボランティア団体等は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を明確にし、自主的に秩序ある避難活動がなされるよう努める。 特に、運営責任組織に女性リーダーを参加させ、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営ができるよう努める。 (オ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等双方の視点等に配慮する。 特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。 ④ 2章 事前に確認すべき事項 3 避難所対応職員構成例 (1) 避難所運営にあたる各担当の役割 ① 代表者(避難所運営の総合責任者) P10 口人権配慮・プライバシー意識の徹底 避難所運営スタッフ(避難所運営にあたる職員、避難者等)全員が避難者各人の人権に配慮するように徹底させます。 (例) ・感染症流行下においては、感染者や感染の疑いがある方を排除するのではなく感染対策上の対応であることを認識する。 ・それぞれのプライバシーを守るための対応が必要であることを理解する。 【長期避難】 4 避難所の運営体制づくり (3) 長期避難の場合に必要な場所 P9【ポイント】男女共同参画の視点に立った避難所運営 配慮すべき事項 ① 女性専用更衣室の確保② 授乳スペースの確保 ③ 男女別の物干し場の確保 ④ 女性専用トイレの確保⑤ 女性による女性のみが使用する物資の配布 ⑥ 相談窓口の設置⑦ 性暴力、DV防止に関するポスターの掲示 男女それぞれのニーズには違いがあります。女性も積極的に避難所運営に参画し、女性の視点にも配慮した避難所運営を心がけてください。						
20	218		千曲市	4	4	3						3	2	2	育児、介護で委員会出席が困難な委員のオンライン出席を可能とするを委員会条例で定めている。(千曲市議会委員会条例 第14条2(2))						
20	219		東御市	4	4	1			4	内閣府が公表している動画「政治分野におけるハラスメント防止研究教材」の周知		2	2	2							
20	220		安曇野市	1	1							2	2	2							
20	303		小湯町	4	4	3							3	4							
20	304		川上村	4	4	2							3	4							
20	305		鹿刈村	4	4	3							2	4							
20	306		南相木村	4	4	3							2	4							
20	307		北相木村	4	4	3							3	4							
20	309		佐久埴町	4	4	2							2	2							
20	321		藤井沢町	4	4	1			4	ハラスメント事例冊子の配付			3	2							
20	323		御代田町	4	4	2							2	4							
20	324		立科町	4	4	3							3	4							
20	349		善光寺村	4	4	2							3	4							
20	350		長和町	4	4	3							3	4							
20	361		下諏訪町	4	4	3							3	2							
20	362		富士見町	4	4	3							3	4							
20	363		原村	4	4	1							2	4							
20	382		辰野町	4	4	1		3					3	4							
20	383		箕輪町	4	4	1		3					3	4							
20	384		飯島町	4	4	1							1	2							
20	385		南箕輪村	4	4	3							3	4							
20	386		中川村	4	4	3							3	2	女性を対象とした議会傍聴会の実施(男女共同参画担当係主催)						

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。				
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。 に1 関・定するハラスメント(ヘイト等)がある(ハラスメントを防止している)を議員向け窓口に口頭 2 す・議員向け窓口に口頭 に3 関・をすハラスメントについて研修 4 そ 他 その他内容	問12 問11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画の実施していることがあればご記入ください。								
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要ない場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。			1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)								
20	388	宮田村	4	4	2									2					
20	402	松川町	4	4	2									2					
20	403	高森町	4	4	2									2					
20	404	阿南町	4	4	3									2					
20	407	阿智村	4	4	2									2					
20	409	平谷村	4	4	2									2					
20	410	根羽村	4	4	1			3						2					
20	411	下株村	4	4	3					3				3					
20	412	赤木村	4	4	3									2					
20	413	天龍村	4	4	2									3					
20	414	泰皇村	4	4	2									2					
20	415	赤木村	4	4	2									2					
20	416	豊丘村	4	4	3									3					
20	417	大鹿村	4	4	2									2					
20	422	上松町	4	4	3									3					
20	423	南大曾町	4	4	3									3					
20	425	本沼村	4	4	3									3					
20	429	王滝村	4	4	2									2					
20	430	大桑村	4	4	2									3					
20	432	木曾町	4	4	3									3					
20	446	麻績村	4	4	2									2					
20	448	生板村	4	4	1			3			2	1	4				女性議員を増やすための取り組みを話し合い、増やすことができた。	2	
20	450	山形村	4	4	2								2					2	
20	451	朝日村	4	4	1			3			3	2	4					1	朝日村避難所運営マニュアル 要配慮者や男女共同参画の視点に配慮した避難所づくり
20	452	筑北村	4	4	3							3	4					2	
20	481	池田町	4	4	3							3	4					3	
20	482	松川村	4	4	3							3	4					2	
20	485	白馬村	4	4	2							2	4					1	
20	486	小谷村	4	4	3							3	4					2	
20	521	坂城町	4	4	1			3				2	4					2	
20	541	小布施町	4	4	3						2	3	4					2	
20	543	高山村	4	4	3							3	4					2	
20	561	山ノ内町	4	4	2							2	2					2	
20	562	木島平村	4	4	2							2	4					2	
20	563	野沢温泉村	4	4	3							3	4					2	
20	583	信濃町	4	4	3							3	2					3	
20	588	小川村	4	4	3							3	4					2	
20	590	飯綱町	4	4	3							2	4					2	
20	602	栄村	4	4	2							3	4					3	